

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する修正案要綱

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律
第六条の規定により総務省設置法が改正されたことに伴い、必要な技術的修正を加えること。

(第二十条関係)